

名 称		金手第一地区地区計画
位 置		大井町金手地内
面 積		約 10.1ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、小田急線「新松田駅」から南に約1km、JR御殿場線「相模金子駅」から西に約1kmに位置し、地区の中央を主要地方道「御殿場大井線」が東西に走っており、住宅地として最適な地であることから、金手第一土地区画整理事業により基盤施設整備が行われた地区である。 本計画は、土地区画整理事業施行後における良好な居住環境を確保し、事業効果の維持増進を図り、緑豊かでうるおいのある良好な住宅市街地の形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	本地区は、中、低層住宅を主体とした街区とし、敷地の細分化を防止するため、敷地面積の最低限度を設定して、良好な住宅地としての土地利用を図る。
	地区施設の整備方針	土地区画整理事業により整備された道路、公園については、その維持保全を図る。
	建築物等の整備の方針	緑豊かで快適な居住環境を形成するため、建築物の用途制限、壁面位置の制限並びに地震時における倒壊防止の観点から、かき又はさくの構造の制限を行い、同時に生垣による緑化の推進を図る。
	緑化の方針	緑豊かで快適な居住環境を形成するため、公共空間の緑化を進めるとともに、生垣等の植栽による宅地内緑化に努める。

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	A地区	B地区
			面積	3. 3ha	6. 8ha
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 住宅 2. 住宅で事務所（事務所の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの）、店舗（建築基準法別表第2（は）項第5号に掲げるもの）、その他これらに類する用途を兼ねるもの 3. 共同住宅、寄宿舍又は下宿 4. 診療所 5. 前各号に附属するもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. ボーリング場、スケート場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場 2. ホテル又は旅館	
		建築物の敷地面積の最低限度	130㎡		
		壁面の位置の制限	築物の壁もしくは、これに代わる柱、又は高さ2mを超える門もしくは塀の面から敷地境界線までの距離は、1m以上とする。	建築物の壁もしくは、これに代わる柱、又は高さ2mを超える門もしくは塀の面から敷地境界線までの距離は、1m以上とする。 ただし、計画図に表示する道路に面する部分については、この限りでない。	
		かき若しくはさくの構造の制限	道路に面するかき又はさくの構造は、生垣又は透視可能な高さ1.5m以下のフェンス等と植栽を組み合わせたものとする。 ただし、フェンス等の基礎でブロック等これに類するものの高さが0.6m以下のもの球は門柱にあってはこの限りでない。		

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」